

Management Information

連載 会計実務概論「病医院会計のすべて」

第 2 部 病院会計制度概論

第 7 章 貸借対照表の内容 3 純資産の部

純資産の部については、企業会計と異なる表現がされる。つまりは総資産から負債を差し引いた差額である。病院会計準則が、施設としての会計ルールであることに起因している。ここでは近年の非営利組織の会計のルールによくみられる純資産を説明する。

7-1 純資産の意義と資本との相違

7-1-1 資本の概念

企業などの資本には 2 つの異なった考え方がある。

第 1 は、資本とは企業の資産から負債を控除した残額である、という考え方である。この考え方は次の資本等式を基礎にしている。

$$\text{資産} - \text{負債} = \text{資本}$$

これに対して、負債は経済的にみた場合に資本と同義であるという解釈から、資本を広義に定義する考え方がある。この考え方は基本的に次の等式を基礎にしている。

$$\text{資産} = \text{資本}$$

この考え方は資本と資産の関係を資本の調達源泉とその具体的な運用形態という形でとらえる。資本も負債も経済的には同質のものであると考えるが、資本は返済の必要はないが、負債はいつか返済しなければならず、法的には異なった関係にある。したがって、その両者を区別する意味で、自己資本・他人資本という概念を導入する。

$$\text{資産} = \text{自己資本} + \text{他人資本}$$

前者の考え方は資本と負債の間の法的な関係を重視して資本を狭義に解釈しているのに対し、後者は資本と負債の経済的関係を重視し資本を広義に解釈している。一般に、経営分析をおこなう場合には、後者の立場から資本を理解する考え方が有力であるが、これに対して簿記あるいは財務会計、または会社法では前者の立場で資本を理解しているように考えられる。

< 続く >

(井出健二郎著「病医院会計のすべて」日本医療企画より)

医療機関の広告 規制緩和

医療機関の広告について、法的に規制されていることは多くの方がご承知だと思いますが、同時に広告規制の緩和も実施されています。今回さらに医療機関の広告について、緩和される事項が公表されました。

医療機関の広告についての基本的な考え方は、患者に対し正しい情報に基づいて、医療機関を選択すべきなので、虚偽などの情報は規制し、より正しく選択できるように規制内容を徐々に緩和するというものです。

◆現在広告可能事項一覧

- ① 医師又は歯科医師である旨
- ② 診療科名
- ③ 名称、電話番号、所在の場所を表示する事項、管理者の氏名
- ④ 診療日又は診療時間、予約による診療の実施の有無
- ⑤ 法令の規定に基づき一定の医療を担うものとして指定を受けた病院等（例：特定機能病院）
- ⑥ 医療法第 5 条の 2 第 1 項の認定を受けた医師である場合には、その旨
- ⑦ 地域医療連携推進法人の参加病院等である旨
- ⑧ 病院等における施設、設備に関する事項、従業者の人員配置
- ⑨ 医師等の医療従事者の氏名、年齢、性別、役職及び略歴、厚生労働大臣が定めた 医師等の専門性に関する資格名
- ⑩ 医療相談、医療安全、個人情報の適正な取扱いを確保するための措置、病院等の管理又は運営に関する事項
- ⑪ 紹介可能な他の医療機関等の名称、共同で利用する施設又は医療機器等の他の医療機関との連携に関すること
- ⑫ ホームページアドレス、入院診療計画等の医療に関する情報提供に関する内容等
- ⑬ 病院等において提供される医療の内容に関する事項
- ⑭ 手術、分娩件数、平均入院日数、平均患者数等、医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定める事項
- ⑮ その他①～⑭に準ずるものとして厚生労働大臣が定めるもの

今回規制が緩和される内容は、「特定行為を看護師が実施している業務内容」についてです。

広告告示第 4 条第 19 号関係本号の規定により、特定行為を手順書により行う看護師が医療機関において実施している業務の内容について、業務の内容に関連する事項として、チーム医療や医師の働き方改革を推進している旨を併記する場合に限るものとする。また、特定行為を手順書により行う看護師である旨、特定行為区分等に関する記載、氏名も広告して差し支えない。